

第 11 回通常総会次第

1. 開会の言葉 (司会) 小林氏
2. 挨拶 (理事長) 稲岡理事長
3. 議長選出 (司会) 小林氏
4. 議事録署名人及び書記選出 (ここから議長)
5. 開会宣言・総会成立報告
6. 審議事項 (議案の決議)
 - 第一号議案 平成 29 年度事業報告および決算報告について
事業報告 (稲岡理事長)
決算報告 (中井)
監査報告 (高橋悦夫監事)
 - 第二号議案 平成 30 年度事業計画並びに収支予算について
事業計画 (稲岡理事長)
収支予算 (中井)
 - 第三号議案 NPO 法変更に伴う定款変更について
定款変更内容 (稲岡理事長)
7. 役員 (理事・監事) の選出、新役員の就任承諾
8. 閉会宣言
9. 連絡報告事項
10. 閉会の言葉 (司会)

◎新理事会の結果報告…時間があれば総会会場、無ければ親睦会会場に移動後
新理事長 (代表理事)・副理事長就任報告

－ 総会終了後、親睦会会場に移動 －

平成29度事業報告書 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

特定非営利活動法人 竹の学校

1 事業の成果

NPO法人として10年が経過し、継続して会員の高齢化・世代交代等の課題はあるが、放置竹林整備作業、伐採竹の有効活用、タケノコの伝統栽培の継承を通じ、長岡京市の竹林美化活動とその啓発活動に寄与することができた。

2 事業の実施に関する事項～特定非営利活動に係る事業

① 事業名 放置竹林整備事業

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲・人数	事業費の金額(概算)
毎水・土曜日 9時～12時	長岡京市長法寺竹林、 及びこらさ竹林等	延べ321名	企業 166名	200千円

事業内容	<p>【目的】 放置竹林を整備し、水資源の涵養、竹林の環境美化活動に貢献する。</p>
	<p>【内容】 現在、たけのこ畑と放置竹林合わせて 18.6千㎡を管理。 放置竹林の枯れ竹処理と定期的の間伐作業をしている。</p> <p>1. 長法寺B竹林～バス通りに面する。面積3千㎡ 長法寺B竹林は整備が完了し、定期的に枯れ竹の間伐と竹の焼却で、維持管理ができています。今年はたけのこの当たり年で大量に出て、たけのこ畑のたけのこ堀の合間を見て処理をする。ここはキツネと共存しており、間伐にも注意を払っています。</p> <p>2. 長法寺C竹林～面積1千㎡ 長法寺C竹林は定期的の間伐とタケノコの処理を実施している。今期は正月用の竹の供給として間伐を実施。</p> <p>3. こらさ竹林～面積7千㎡ 景観を良くするため、枯れ竹の搬出と、一部の伐採竹の焼却作業を実施。作業性アップと高齢者対策としてコンボで竹林内に焼却用の穴を掘り、昨年残した切株埋め戻しを実施。焼却用穴で多量に枯れ竹処理が可能となった。 昨年から茨木高校が体育祭に竹材利用と作業応援に来ていただき、双方にプラスとなった。枯れ竹の処理は90%終わり、来年度で完了したい。さらに三菱電機労組の応援を2回/年入って頂けるため、作業が進んでいる。</p> <p>4. 金ヶ原竹林～面積1.6千㎡ 金ヶ原竹林は現在十分な作業が出来ていない。台風により隣接に倒れた竹の処理と枯れ竹の搬出を実施した。</p> <p>5. 明神前竹林～面積2.0千㎡ 今期からたけのこ畑の維持管理があり、景観保全のため引く受けることにした。 今まで管理されていたもので継続管理することで、労力が削減できる。</p> <p>【活動の成果と課題】 管理竹林整備面積18.6千㎡になり、水資源の涵養にも寄与し、周辺の環境美化に貢献。 今期は会員が増えたが、作業者の高齢化が進んでいる。活動を継続するため、さらに会員を増やし若返りを図っていくことが急務である。 長岡京市、学校、地域の協賛でボランティア養成講座などのイベント等を行い、会員をさらに増やしていきたい。</p>

② 事業名 伐採竹の有効活用

実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者 の範囲・人数	事業費の金額 (概算)
毎水・土曜日 9時～12時	長岡京市長法寺竹林、 及びこらさ竹林等	延べ 300 名	企業・学校 100名	20千円
事業 内 容	<p>【目的】 放置竹林の整備に伴う大量の伐採竹の処理を、焼却以外の有効利用を模索。</p> <p>【内容】 竹パウダー・竹チップ、竹炭製品の販売を試行したが、少量。 伐採竹の提供と野焼き竹炭(消し炭)が消費量の主力。提供先は掘川グリーンフェスタ や京都市のフラワーショップ等暫増。</p> <p>① 竹パウダーの製作 竹の利用用途拡大検討のため実施。コストとマーケットが課題。</p> <p>② 茨木高校へ青竹提供(07/12(水)・07/13(木)) 体育祭用に青竹 200 本を提供。 こらさ竹林から竹材を伐採・提供した。 共同で、間伐・伐採竹の搬送を実施、学生と交流した。</p> <p>③ 京の七夕用に笹を提供(07/01(土)・07/03(月)・07/27(木)・07/29(土)) 竹と穂先の提供により、竹に関心をもって頂けた。</p> <p>④ JA に竹チップ用のドンボ集材対応(1月中旬) ドンボを軽トラ 3 杯提供した。</p> <p>⑤ 竹炭造りと竹炭を有機農業提供 林試式移動炭化炉による竹炭作りを実施 10/04(水) 竹炭窯入れ 10/11(水) 火入れ 10/14(土) 窯出し 上記竹炭を使い、竹炭ポット、シューキーパーを製作 11/18(日) 環境フェアで販売 12/10(日) 京都環境フェスティバルに竹炭製品出品 野焼きした竹炭を有機農業家に軽トラ 4 杯提供。</p> <p>⑥ 竹あそび用に灯籠提供(10/26(木)) 竹灯籠を 200 本製作提供。</p> <p>⑦ 掘川グリーンフェスタに竹提供(11/22(水)) 青竹10本、植木鉢50個</p> <p>⑧ フラワーショップ・チカヨに正月用竹提供(11/25(土)・12/06(水)・12/09(水)) 青竹50本提供。</p> <p>⑨ わら抑え竹(農業用)に提供(11/22(水)) 半割り竹 50本、</p> <p>【活動の成果と課題】 継続して伐採竹の提供先を開拓していく。 来期も農業の竹炭、わら抑え用に竹使用してもらう。竹パウダー、竹チップ製作したが、コスト的に合わず採用がなかった。 枯れ竹を焼却して、お風呂、発電、暖房等に採用をする用途を検討のため、協力団体を探していく。</p>			

③ 事業名 たけのこ伝統栽培の保存継承

実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者 の範囲・人数	事業費の金額 (概算)
毎水・土曜日 9時～12時	長岡京市 長法稲荷神社隣接竹林	約400人	90名 (エコグループ)	338千円

事業
内容

【目的】

京都式軟化栽培法の継承により、美しい竹林を維持。
エコツアー受け入れによって、竹林を開放し、美化活動への啓発に寄与する。

【内容】

対象はタケノコ畑となった管理竹林の長法寺 A 竹林～面積4千㎡
一連の作業（新竹の先止め・下草刈・施肥・ワラ敷き・土入れ）を実施。
今年度は豊作年ということで、一昨年と同等の作柄となった。
収穫したタケノコ（約2,000kg）は会員・エコツアー体験者等に頒布した。
タケノコ栽培が環境保全・水資源涵養につながることをエコツアー体験者に「竹林講座」の講義で説明。

（主な共同作業）

- ① 5月 先止め、お礼肥～タケノコ掘りが終わったあと
- ② 7月 下草刈
- ③ 8月 サバエ刈り
- ④ 9月 親竹の更新
- ⑤ 10月 稲わら収集～城陽・法隆寺方面まで出張（2日間）
- ⑥ 11月 施肥・ワラ敷き
- ⑦ 12月 土入れ～バックフォー、運搬車投入（2日間）

【活動の成果と課題】

会員・エコツアー体験者に安価でタケノコを頒布することで活動を維持。
会員には昨年同様に安価でタケノコを頒布出来た。
年々高齢化していく中での作業（土入れの運搬作業）の負担の対策として、今年も土入れ作業にバックフォーを2日間投入して、1日作業を2日作業にすることで作業密度を下げ、無事年内に終了することが出来た。

○明神前竹林について

今期、明神前竹林（面積2.0千㎡）の管理が増加。
今期は放置竹林の間伐竹林という位置づけでスタートしたが、前年までタケノコ畑として維持管理されていただけあり、タケノコの出る量が放置竹林とは比較にならないことを体験した。A竹林のタケノコを収穫している間に、後手に回りあつという間に黒いタケノコ林になり、泣く泣くタケノコ蹴り・倒しをすることになった。

タケノコの伝統栽培の竹の学校としては、タケノコ畑として管路するしかないと思うが、以下の課題がある。

- ・タケノコの頒布量はA竹林分だけで、不足はない。（頒布量は増えない）
- ・ピーク時はA竹林のタケノコだけでも、掘り残している。（掘り手不足）
- ・施肥、ワラ敷き、土入れの実費（肥料代、ワラ関係費用、コンボ代）発生。

明神前竹林は陽当たりが良いので、1週間位A竹林より早く収穫できるので、この時差を使い、掘り手をずらした配置したり、エコツアーの受け入れ時間を1時間遅くして会員の掘り時間を増やすこと等を検討するが、頒布量を増やすことと、掘り手を増やすことを取り組む必要がある。

④ 事業名 地域活動／竹工芸・竹林のオープン

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲・人数	事業費の金額(概算)
農閑期の毎土曜日 (6～9、1～3月) 9時～12時	長岡京市 長法寺竹林の作業場	約200人	展示会に来場の 一般の市民 約1000人	24千円

事業内容

【目的】

竹林の伐採竹の孟宗竹を使った竹行灯等の製作、および作品を市内イベントで展示、また、各種団体、個人の見学の受け入れ、竹林作業の体験を受け入れ等で地域活動に貢献して、啓発活動に寄与するとともに、会員勧誘活動につなげていく。

【内容】

主に竹林の農閑期を利用して、定期活動日に会員有志で活動。

本年度の各種地域活動への参加、イベントへの製作品展示と、見学受け入れ等は以下の通り。

- ・06/18 (土) 京都工繊大、竹材伐り出し(流しソーメン用竹材提供)～A竹林
- ・07/15 (土) 市役所水道局の竹の伐採～こらさ竹林
- ・07/26 (水) 子ども食堂さん竹材引き取り(流しソーメン用竹材提供)～A竹林
- ・08/02 (水) ・08/05 (土) 朝日新聞の体験取材対応(長岡京/竹林編)～こらさ竹林
- ・08/21 (月) ・09/21 (木) ・10/19 (木) 竹行燈製作講師①②③～環境の都竹林
- ・09/13 (水) 関電さん電線保守伐採応援～B竹林
- ・09/16 (土) 表彰式/市制施行45周年記念式典～バンビオ
- ・09/18 (月) 竹林ボランティアの情報交換会出席～みやこめっせ
- ・09/20 (水) 京大学院生見学～A竹林
- ・10/11 (水) 市役所に行事用竹材提供～A竹林
- ・10/26 (木) 竹あかり用 竹筒200本引渡し～セブン商店街 28(土)の本番中止
- ・11/01 (水) 京都新聞取材対応(深層おとくに/狐の横穴)～11/22掲載
- ・11/05 (日) 西山クリーン&グリーン大作戦参加～西代里山公園
- ・11/08 (水) 長岡中学1学年の竹の総合学習講師～長岡中学
- ・11/18 (土) 第9回環境フェア出展～中央公民館
- ・12/15 (金) 長野大学森本氏&ゼミ生来訪～A竹林・こらさ事務所
- ・01/11 (木) 京都リビングへ狐の横穴写真提供 ～2/1 ミニミニおとくに掲載
- ・02/07 (水) 長法稲荷神社初午祭礼参列～長法稲荷
- ・02/24 (土) 長岡京市森林ボランティア養成講座受入～こらさ&こらさ竹林
- ・02/27 (火) 04/02(月) 04/03(火) NHK プレミアム「ニッポンの里山」撮影協力
竹林年間作業(A竹林、B竹林等で撮影継続中 ～来春放映予定
- ・04/09 (月) 「せきゅりてい・ぶらんけっと」さんへタケノコ提供
- ・04/15 (日) 長岡京市森林ボランティア養成講座参加者の作業体験会～B竹林
- ・04/22 (日) 三菱労組環境活動協業～こらさ竹林
- ・04/25 (水) 「みんなのポケット」さんへタケノコ提供

【活動の成果と課題】

竹行燈作品はレベル・芸術性の評価も高く、展示会への期待度も高いので、竹あかり・環境フェアへの参加を継続する。

今年もインターネットを通じて広報活動が実ってきたことと、会員皆様の勧誘により3名の会員が増えた。

残念ながら、市役所の森林ボランティア養成講座とその後のボランティア団体の作業体験会の連携イベントの会員勧誘の成果は無し。

これからも、広報の重点を会員募集に置くようにしていく。

平成29年度(2017) 活動計算書

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

特定非営利活動法人 竹の学校

科 目	金 額		(単位：円)
I 経常収益			
1. 会費			
正会員受取会費	33,000		
入会金	2,000	35,000	
2. 寄付金			
受取寄付金	15,000	15,000	
3. 受取助成金			
長岡京水資源対策基金	198,616	198,616	
4. 事業収益			
(1) 筍栽培事業			
会員筍頒布料	322,000		
発送料、箱代	97,250		
工口頒布料	109,800		
入山協力金	44,500	573,550	
(2) 放置竹林整備事業	0	0	
(3) 竹材有効活用事業	15,200	15,200	
(4) 地域活動			
竹材提供協力金	68,750		
協賛協力金	6,000	74,750	
5. その他収益			
雑収入	4	4	
経常収益計			912,120
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
賃借料	32,840		
委託料	186,450		
材料費	77,338		
消耗備品	109,229		
補修費	4,442		
交通費	6,670		
労務費	26,922		
車両費	50,000		
消耗品費	71,985		
雑費	10,805		
その他経費計	576,681		
事業費計		576,681	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	108,000		
宣伝広告費	12,960		
水道光熱費	2,000		
通信費	4,264		
福利厚生	16,500		
租税公課	0		
交通費	117,570		
印刷費	2,500		
交際費	12,891		
事務費	3,795		
雑費	27,321		
会議費	2,961		
その他経費計	310,762		
管理費計		310,762	
経常費用計			887,443
当期正味財産増減額			24,677
前期繰越正味財産額			652,655
次期繰越正味財産額			677,332

平成29年度 貸借対照表

平成30年5月31日現在

特定非営利活動法人 竹の学校
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	677,332		
流動資産合計		677,332	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			677,332
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		652,655	
当期正味財産増減額		24,677	
正味財産合計			677,332
負債及び正味財産合計			677,332

本書は当法人の貸借対照表に相違ありません

特定非営利活動法人 竹の学校

理事長 稲岡 利春



平成29年度 財産目録

平成30年5月31日 現在

特定非営利活動法人 竹の学校

(単位：円)

科目・適用	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	71,960		
普通預金			
ゆうちょ銀行	165,743		
京都銀行	435,879		
JAバンク	3,750		
流動資産合計		677,332	
2. 固定資産			
固定資産合計	0	0	
資産合計			677,332
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産合計			677,332

特定非営利活動促進法 第18条の規定に基づき、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの事業年度に関わる財産の状況を監査いたしました。

監査の方法は、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、該当事業年度に関わる財産目録、貸借対照表及び収支計算書について検討いたしました。

監査の結果、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、当法人の財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

監事

高橋悦夫 

監事

高橋治女 

平成 30 年度（平成 30 年 6 月～平成 31 年 5 月）事業計画案

事業を継続し、放置竹林の整備と竹材有効活用と地域活動に取り組む。

実施時期・目標

- | | | |
|--|-----------------|------------------|
| 1) 放置竹林整備作業 | | |
| ① 長法寺 A 竹林 | タケノコ栽培・・・3) 項参照 | 通年作業による |
| ② 明神前竹林 | タケノコ栽培・・・3) 項参照 | ①より 10 日先行 |
| ③ 長法寺 B / C 竹林 | 間伐作業 | 奇数月 第 4 (土) |
| ④ 金ヶ原竹林 | 伐採作業・伐採竹搬出 | 偶数月 第 4 (土) |
| ⑤ こらさ竹林 | 伐採作業・伐採竹搬出 | 毎月 第 2 (土) |
| 2) 竹材の有効利用 (4. 5. 11. 12 月以外) | | |
| ① 伐採竹の竹炭焼き作業、竹粉炭、竹チップの検討 | | 1 0 月・2 月 |
| ② 伐採竹で竹工芸・竹細工 | | 毎月第 1・3 (土) |
| ③ 現在の伐採竹提供先の継続 | | |
| 茨木高校生の竹取り対応 | | 6 月 |
| 京の七夕・地域の七夕用竹材供給 | | 7 月 |
| 夏の流しソーメン用竹材供給 | | 7～9 月 |
| ④ 伐採竹の新たな活用先（竹枝・穂先供給）の開拓 | | 9・1 0 月 |
| 3) 京たけのこの生産と技術継承（長法寺 A 竹林、明神前竹林） | | |
| ① 京都式軟化栽培法の継承 | | |
| 新竹心止め | 5 月 | 下草刈り 7 月 |
| 施肥 | 6・1 1 月 | 間伐 9～1 0 月 |
| 藁敷き | 1 1 月 | 土入れ 1 2 月 |
| ② 土入れに新運搬車とバックホウ投入
(高齢化対策のための機械化の推進) | | 1 2 月 |
| ③ 改良施肥方法の継続（効果改良・作業軽減） | | 6・1 1 月 |
| 施肥 | 従来 3 回→2 回 | |
| 4) 地域活動・支援活動 | | |
| ① エコツアーの受入れ たけのこ掘り体験
間伐作業の体験 | | 4・5 月
9～1 0 月 |
| ② 放置竹林の周辺の美化活動と長法稲荷の美化 | | 2 回（春・秋） |
| ③ 竹工芸品（主に竹行灯）の展示による広報活動
サポセンフェスタ（夜の部）と環境フェア | | 前年並み（2 回） |
| ④ サポセンフェスタ準備 竹材確保と竹灯籠づくり | | 9 月 |
| ⑤ 他グループとの協業・見学受け入れ | | 3 団体程度 |
| ⑥ 京の七夕に協賛 | | 7 月 |

以 上

平成30年度(2018) 活動予算書

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで

特定非営利活動法人 竹の学校

科 目	金 額		(単位：円)
I 経常収益			
1. 会費			
正会員受取会費	36,000		
入会金	3,000	39,000	
2. 寄付金			
受取寄付金	10,000	10,000	
3. 受取助成金			
長岡京水資源対策基金	199,721	199,721	
4. 事業収益			
(1) 筍栽培事業			
会員筍頒布料	370,000		
発送料、箱代	110,000		
工口頒布料	120,000		
入山協力金	40,000	640,000	
(2) 放置竹林整備事業	0	0	
(3) 竹材有効活用事業	30,000	30,000	
(4) 地域活動			
竹材提供協力金	60,000		
協賛協力金	10,000	70,000	
5. その他収益			
雑収入	2,000	2,000	
経常収益計			990,721
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
賃借料	60,000		
委託料	210,000		
材料費	100,000		
消耗備品	135,000		
補修費	50,000		
交通費	10,000		
労務費	25,000		
車両費	50,000		
消耗品費	70,000		
雑費	10,000		
その他経費計	720,000		
事業費計		720,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	108,000		
宣伝広告費	113,000		
水道光熱費	2,000		
通信費	4,000		
福利厚生	18,000		
租税公課	0		
交通費	120,000		
印刷費	5,000		
交際費	10,000		
事務費	3,000		
雑費	14,721		
会議費	3,000		
その他経費計	400,721		
管理費計		400,721	
経常費用計			1,120,721
当期正味財産増減額			-130,000
前期繰越正味財産額			677,332
次期繰越正味財産額			547,332

平成 30 年 7 月 21 日
N P O 法人 竹の学校

平成 30 年度作業責任者（案）

1. 京たけのこ生産 担当 野本
顔布 担当 川路
2. 会計 担当 中井
3. 竹林伐採整備 担当 世良田
4. 竹工芸 担当 稲岡と、澤
5. 花壇の維持管理 担当 稲岡き、高橋も
6. 備品管理（物置管理）担当 高橋え
7. 広報 竹林日記 担当 稲岡と、世良田
ホームページ管理・エコツアー受入れ担当 稲岡と
8. 竹炭作り（2回） 担当 高橋え
9. 竹・木工細工（間伐材活用）担当 荒木、梶原
10. 竹あかり・環境フェア 担当 東
11. 外渉窓口 担当 世良田、稲岡と（WEB）

担当者は業務の実行と管理をお願いします。担当以外の人にも積極的な協力をお願いします。

**特定非営利活動促進法の改正
竹の学校の定款変更説明資料** **H30.7.21**

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第56条 この定款の施行について必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の所轄庁から施行する。

2 この定款は、この法人の所轄庁から施行する者とする。

NPO法改正により貸借対照表の公開が必要になります。
竹の学校では、ホームページに掲載する公告方法としますが、この方法を定款に記載する必要があるため、法務局のご指導の通りこの一文を追加します。